

# いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

## 第6回 輸送交通専門委員会



**いちご一会とちぎ国体**  
第77回 国民体育大会 夢を感動へ。感動を未来へ。2022

書面開催

# 目 次

## ■ いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第6回 輸送交通専門委員会

(1) 報告事項	・・・・・・・・ 1
報告第1号 いちご一会とちぎ国体下野市輸送交通計画について	・・・・・・・・ (別冊1)
報告第2号 いちご一会とちぎ国体下野市開催競技日程等について	・・・・・・・・ 2
報告第3号 栃木県版競技会感染防止対策ガイドライン(第3版)について	・・・・・・・・ 3
報告第4号 国体バスあっせん業務委託に係る随意契約について	・・・・・・・・ 23
(2) 審議事項	
審議第1号 いちご一会とちぎ国体下野市競技会場等設計(案)	・・・・・・・・ (別冊2)

# いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会

## 第6回 輸送交通専門委員会

### 次 第

書面開催

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会 第5回 輸送交通専門委員会
  - (1) 報告事項
    - 報告第1号 いちご一会とちぎ国体下野市輸送交通計画について
    - 報告第2号 栃木県版競技会感染防止対策ガイドライン（第3版）について
    - 報告第3号 国体バスあっせん業務委託に係る随意契約について
  - (2) 審議事項
    - 審議第1号 いちご一会とちぎ国体下野市競技会場等設計（案）
  - (3) その他
4. 閉 会

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会  
第6回 輸送交通専門委員会

報 告 事 項



## 報告第2号

### いちご一会とちぎ国体下野市開催競技日程等について（令和4年）

#### ○サッカー競技（少年男子）

地区予選（国体ブロック大会）を勝ち抜いたチームと開催都道府県チームを加えた、24チームが参加し、トーナメント方式で優勝を争う。

会場	1日目 10/2（日）	2日目 10/3（月）	3日目 10/4（火）	4日目 10/5（水）	5日目 10/6（木）
真岡市総合運動公園 陸上競技場	【1回戦】 【1回戦】	【2回戦】 【2回戦】	【準々決勝】 【準々決勝】		【3位決定戦】 【決勝】
真岡市総合運動公園 サッカー場	【1回戦】 【1回戦】	【2回戦】 【2回戦】 【2回戦】			
下野市大松山運動公園 陸上競技場	【1回戦】 【1回戦】		【準々決勝】 【準々決勝】	【準決勝】 【準決勝】	
益子町南運動公園陸上 競技場	【1回戦】 【1回戦】	【2回戦】 【2回戦】 【2回戦】			

#### ○ハンドボール競技（成年女子・少年女子）

地区予選（国体ブロック大会）を勝ち抜いたチームと開催都道府県チームを加えた、成年男子（16チーム）、成年女子（19チーム）、少年男子（19チーム）、少年女子（16チーム）が参加し、トーナメント方式で優勝を争う。

会場	1日目 10/6（木）	2日目 10/7（金）	3日目 10/8（土）	4日目 10/9（日）	5日目 10/10（月 祝）
マルワ・アリーナ とちぎ（栃木市総合 運動公園総合体育館）	【成男1回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【少男2回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【少男準々決勝】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【少男準決勝】 【 " 】 【成男3位決定戦】 【成男決勝戦】	【少男3位決定戦】 【少男決勝戦】
日立栃木体育館	【成男1回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【成男準々決勝】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【成男準決勝】 【 " 】		
学校法人國學院 大學栃木学園第 二体育館	【少男1回戦】 【 " 】 【 " 】	【少男2回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】			
下野市石橋体育 センター	【成女1回戦】 【少女1回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【成女2回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】 【少女準々決勝】 【 " 】	【成女準々決勝】 【 " 】 【少女準決勝】 【 " 】	【成女準決勝】 【 " 】 【少女3位決定戦】 【少女決勝戦】	【成女3位決定戦】 【成女決勝戦】
野木町立野木中 学校体育館	【成女1回戦】 【 " 】 【少女1回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】	【成女2回戦】 【 " 】 【 " 】 【 " 】 【少女準々決勝】 【 " 】	【成女準々決勝】 【 " 】		

栃木市：成年男子・少年男子      下野市・野木町：成年女子・少年女子

報告第3号

いちご一会とちぎ国体競技会における  
新型コロナウイルス感染症 感染防止対策ガイドライン  
第3版

令和3(2021)年12月

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

## 目 次

1	はじめに	1
2	目的	1
3	対象競技	1
4	共通項目	1
5	役割分担	4
6	参加者において遵守すべき事項	5
7	競技会場において実施すべき事項	8
8	宿泊、輸送	9
9	各種会議、開始式等	11
10	体調不良者発生時の対応	12
11	競技会開催の可否判断	14
12	その他	14

## 1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン、各業界団体が定めるガイドライン、「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」等を参考に作成したものである。

## 2 目的

本ガイドラインは、第77回国民体育大会（以下「いちご一会とちぎ国体」という。）の競技会開催に当たって新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、市町、市町実行委員会及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。

なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また、本ガイドラインは、現時点での新型コロナウイルス感染症の感染状況に基づいてとりまとめたものであり、今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものとする。

## 3 対象競技

本ガイドラインは、いちご一会とちぎ国体の正式競技、特別競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ及び競技別リハーサル大会に位置付けられた競技会を対象とする。

ただし、競技別リハーサル大会のうち、関東ブロック大会等として開催される競技会で別途実行委員会や競技団体等主催者が定めたガイドラインがある場合には、当該ガイドラインを適用する。

## 4 共通項目

### (1) 感染防止対策

#### ア 手指衛生の励行

- ・会場では、出入口、受付、控室など、随所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し、常時、手指の消毒が



可能な環境を整える。

- ・会場の手洗い場には、石鹼（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに、手洗い啓発ポスターを掲示し、来場者に対しこまめな手洗いを促す。
- ・来場者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求める。

#### イ マスク着用の徹底

会場では、マスク着用の掲示や着用を促すアナウンスを随時行うとともに、会場を巡回してマスク未着用の者には個別に着用を促す。

#### ウ 3密の回避

##### (ア) 密閉の回避

- ・選手控室、役員控室やプレスセンターなどの個室については、窓の開放及び換気扇等の利用により、定期的（目安：毎時2回）な換気を実施する。

##### (イ) 密集の回避

- ・会場においては、人と人との接触を可能な限り避け身体的距離（できるだけ2m、最低1m）を確保できる対策を講じる。
- ・受付、シャトルバス乗り場、トイレ、おもてなしスペースなど、人が並ぶ可能性がある場所では、目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより、可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じる。

##### (ウ) 密接の回避

- ・受付など人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用する。

##### (I) ゾーニングの確保

- ・ID所持者と観客の動線は明確に分け、立入禁止の掲示やロープなどで、両者が交わることがないようにゾーニングを行う。

#### エ 施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり、ドアノブ、水洗トイレのレバー、ロッカーの取っ手、テーブル、椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については、こまめに消毒する。

#### (2) 参加・入場の対応

##### ア 参加・入場できない場合の事前周知

競技会参加日の14日前以降に、次のいずれかに該当する者は、参加・来場しないこと及び原則として入場できないことを事前に周知する。

なお、競技会参加日とは、栃木県在住・在勤・在学の者は「競技会参加初日（公式練習や準備業務等を含む）」、栃木県以外の都道府県から参加する者は「来県日」とする（以下同じ）。

(ア) 体調不良者

(イ) 濃厚接触者等

#### イ 定義

(ア) 体調不良者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

①発熱している者（37.5℃以上）

②次のいずれかの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある者

- ・喉の痛み、咳、痰、鼻水、鼻づまりなど風邪の症状
- ・頭痛、だるさ（倦怠感）
- ・息苦しさ
- ・身体が重い、疲れやすい
- ・味覚異常、嗅覚異常

(イ) 濃厚接触者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

①保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者（以下「感染者」という。）の濃厚接触者と判断された者

なお、感染者とは、PCR検査又は抗原検査で陽性反応があった者とする。

②同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる者

③競技会参加日の14日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者

④競技会参加日の14日前以降に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合

#### ウ 入場時の対応

(ア) 検温

全ての入場者に対し、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を実施する。

(イ) 体調等の確認

選手・監督等、健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」（以下「健康管理アプリ」という。）又は体調管理チェックシート（以下「健康管理アプリ等」という。）により健康状態等の記録が必要とされている者については、競技会参加日の14日前以降の体温、健康状態及び行動歴を確認する。

(ウ) 入場の可否

(ア)及び(イ)により、競技会参加日の14日前以降に体調不良者又は濃厚接触者等に該当した経過があることが確認された場合及び健康管理アプリ等に記録漏れ等の不備がある場合は、入場できない。

ただし、別に定める参加条件を満たす場合はこの限りではない。

(3) その他

ア スマートフォン利用者は、原則として、参加申込時に厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」をインストールの上、利用状態にして常に携帯する。また、栃木県の「栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート」の活用を促すため、事前登録の周知や会場にQRコードを掲示する。

イ 喫煙は新型コロナウイルス感染症重症化のリスク因子と考えられているため、禁煙を強く推奨する。

QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

5 役割分担

(1) 県実行委員会

ア 本ガイドラインの改訂定及び関係者への周知

イ 感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。

ウ 正式競技及び特別競技における感染防止対策に係る参加条件を定める。

(2) 市町実行委員会

ア 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し、実施する。

イ 健康管理アプリ等により参加者（競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア、観客、報道員、視察員、会場設営・売店事業者等）の体調把握を行う。

ウ 提出された体調管理チェックシートの管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

### (3) 競技団体

- ア 健康管理アプリ等により参加者（競技役員、競技補助員）の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート（競技役員、競技補助員、選手団分）については取りまとめの上、市町実行委員会へ提出する。
- イ 競技会場ごとに、感染症対策の確実な実施を促すほか、感染者が発生した際の対応に関して総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置する。
- ウ 本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。

### (4) 選手団

- ア 健康管理アプリ等により参加者（選手・監督（チームスタッフを含む））の体調把握を行うとともに、体調管理チェックシート（様式 1 又は様式 2）については取りまとめの上、受付時に競技団体へ提出する。
- イ 本ガイドライン及び中央競技団体等が定めるガイドラインを遵守することにより、感染防止に努める。

## 6 参加者において遵守すべき事項

### (1) 選手・監督・選手団本部役員（チームスタッフを含む）

- ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。  
なお、スマートフォン利用者は原則として健康管理アプリにより、健康管理アプリを利用できない者は体調管理チェックシート（様式 1 又は様式 2）により記録する（以下同じ）。
- イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に競技団体へ提出する。
- ウ 代表受付を行う場合は、代表者が健康管理アプリにより全員分の健康状態等を確認した上で、受付時に画面提示を行う。なお、体調管理チェックシート（様式 1 又は様式 2）により健康状態等の記録を行う者がいる場合は、体調管理チェックシート総括表（様式 3）に様式 1 又は様式 2 を添付し、受付時に競技団体へ提出する。
- エ 競技中及びウォームアップ中を除き、原則としてマスクを着用する。

(2) 競技役員・競技補助員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に競技団体へ提出する。競技団体の代表者は、様式 1 又は様式 2 の記載を確認した上で、市町実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(3) 競技会役員、競技会係員、競技会補助員、ボランティア

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に市町実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(4) 報道員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に市町実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行うとともに、報道員 ID と報道員ビブス及び自社腕章を着用する。

オ 取材人数は、出来る限り少なくする。

カ 囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、身体的距離（取材対象者、取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに、簡潔に短時間で実施する。

(5) 視察員

ア 競技会参加日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、来場初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に市町実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(6) 会場設営・売店事業者等

ア 競技会場で業務に従事する日の 14 日前から毎日、健康管理アプリ等により起床時体温、健康状態及び行動歴を記録する。

イ 健康管理アプリにより記録を行う場合は、受付時に画面提示を行う。また、体調管理チェックシート（様式 1 及び様式 2）により記録を行う場合は、業務に従事する初日に様式 1 を、期間中は毎日、様式 2 を受付時に市町実行委員会へ提出する。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

(7) 観客

ア 氏名及び連絡先の提出等、市町実行委員会の要請に協力する。

イ 観覧席の移動は極力行わないこととし、座席番号を写真に撮るなど観覧位置を記録するよう努める。

ウ 会場内では、原則としてマスクを着用する。

エ 飛沫感染や接触感染防止のため、次の応援は控える。

(ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛

(イ) メガホン、トランペットなど道具・楽器の使用

(ウ) ハイタッチ、肩組み

(エ) タオル・フラッグ等を振り回す

オ 市町実行委員会から体調管理チェックシートの記入、提出の要請があった場合は協力する。

(8) 全ての参加者が遵守すべき事項

ア 入場時には、非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受ける。

イ 食事の際は、対面での飲食を避け、会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。

ウ 競技会場内では、市町実行委員会等の案内及び指示に従う。

エ 競技会参加後又は会場業務従事後 14 日間は、健康管理アプリ等により健康状態等を確認する。

## 7 競技会場において実施すべき事項

### (1) 競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施する。

### (2) 受付等

ア 人と人が対面する場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。設置できない場合、受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用する。

イ 身体的距離をにおいて並べるように目印の設置等を行う。

ウ 受付や入退場時の滞留、密集を回避するため、事前申請や代表受付、時間差入場、動線区分等の措置を講じる。

エ 受付や招集所では、大声を出さないように、案内表示の掲示やハンドマイク等を活用する。

### (3) 手洗い場所・トイレ

ア 手洗い場には石鹸（ポンプ式が望ましい）を用意する。また、手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意する（手指を乾燥させる設備は使用しない）。

イ 身体的距離をにおいて並べるように目印の設置等を行う。

### (4) 控室・更衣室等の諸室

ア 広さにはゆとりを持たせ、レイアウトを工夫し、密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する又は別室を用意する等の措置を講じる。

ウ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮する。

### (5) 観客席

ア 屋内競技では収容定員の 50%以内とする。

イ 屋外競技で、収容定員のある会場は、収容定員の 50%以内とする。

ウ 収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1 m以上）。

エ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の 50%以内とする。

オ 選手団用の座席を設ける場合は、一般の観客席と分けし、極力離れた

場所とする。

カ 観客席には、座席位置の記録や応援時の禁止事項等、観戦時の注意事項を掲示する。

キ いちご一会とちぎ国体の正式競技・特別競技は、原則として有観客での開催とするが、競技会場の特性上、十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合は、県実行委員会と協議の上、無観客の開催とすることを妨げない。

なお、無観客の開催とする場合は、インターネット配信等の代替措置を可能な限り講じること。

#### (6) 取材エリア

ア 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。

イ 競技や会場の特性に応じて、取材エリアや撮影場所、取材ルールを定め、報道員へ周知する。

ウ 取材場所は、アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保するほか、オンラインでの実施等も検討する。

#### (7) おもてなし、売店、休憩所等

ア 出店（出展）場所には、透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置する。

イ 出店（出展）者は、マスク・手袋等を着用し、金銭のやり取りはトレーを介して行う。

ウ 参加者が身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行う。

エ 休憩所を設置する場合は、密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意する。対面での飲食は避けるとともに、食事中の会話は自粛する。

オ これらア～エの感染防止対策を講じることができない場合は、設置を中止する。

## 8 宿泊、輸送

### (1) 宿泊

ア 県実行委員会及び市町実行委員会が実施（合同配宿業務）

(ア) 宿泊施設に対し、業種別ガイドライン（「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟））の遵守を依頼する。



(イ) 宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

イ 市町実行委員会が実施（合同配宿業務の対象とならない競技等）  
宿泊者に対し、以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

【宿泊に当たっての留意事項】

- ① 基本的な感染防止対策の徹底
  - ・ 身体的距離を確保し、従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
  - ・ 原則としてマスクを着用する。
  - ・ 定期的に手洗い、手指消毒を行う。
  - ・ 入館時の検温等、感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
  - ・ 宿泊施設滞在中は、不要不急の外出を控える。
- ② フロント、ロビー、エレベーター等の共用スペース
  - ・ フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
  - ・ ロビーでの待機時、エレベーター利用時等は、分散して3密を避ける。
- ③ 客室
  - ・ 同室者がいる場合は、客室内でもマスクを着用する。
  - ・ 定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合は常時換気を行う。
  - ・ トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。
- ④ 食事会場
  - ・ 会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い、食事開始までマスクを着用する。
  - ・ 宿泊施設から着席方法や滞在時間について指示があった場合には、これに従う。
  - ・ 食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は、食事中であってもマスクを着用する。
- ⑤ 浴室等
  - ・ 浴室、脱衣場及び休憩室では、他の者との身体的距離を確保し、会話を控える。

## (2) 輸送

市町実行委員会は、バス事業者その他の交通事業者（以下「バス事業者等」という。）及びバス等利用者に次の感染防止対策を徹底するよう依頼する。

ア バス事業者等に対し、業種別ガイドライン（「バスにおける「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（日本バス協会）、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー協会））の遵守を依頼する。

イ バス等利用者に対し、以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行う。

### 【バス等利用に当たっての留意事項】

#### ① 基本的な感染防止対策の徹底

- ・原則としてマスクを着用する。
- ・飲食はできる限り控え、食事中の会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。
- ・乗車前に手指を消毒する。

#### ② 乗車時及び降車時

- ・乗車待機時は、できる限り身体的距離を確保する。
- ・通路に立ち列ができないよう、順次に乗車又は離席する。

#### ③ 乗車中

- ・できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。
- ・往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には、できる限り同じ席に着席する。

## 9 各種会議、開始式等

### (1) 監督会議等

ア 監督会議等については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の要否やオンラインでの実施など実施方法について検討する。

イ 監督会議等を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しによる時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。

### (2) 開始式、表彰式等

ア 各競技の開始式は、感染防止の観点から、原則実施しない。諸般の事情により実施する必要がある場合には、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策

を講じる。

- イ 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め、感染防止対策を講じる。
- ウ 競技会に係るレセプション等は、感染防止の観点から、実施しない。

## 10 体調不良者発生時の対応

### (1) 体調不良者の定義

体調不良者とは、4(2)イ(ア)に該当する者をいう。

### (2) 入場時における受診・相談の勧奨

入場時に体調不良者に該当する者は、4(2)ウ(ウ)の要件に従い入場を不可とし、帰宅又は帰宿を促す。また、最寄りの医療機関又は受診・ワクチン相談センター（以下「医療機関等」という。）への受診又は相談を勧奨し、その結果を市町実行委員会に報告するよう依頼する。

### (3) 入場後の対応

#### ア 体調不良者用の静養スペースの設置

入場後、体調不良者が発生した場合に対応するため、救護所とは別に体調不良者用の静養スペースを設置し、専任スタッフを配置する。なお、会場の都合上、救護所と別に設置することが困難なときは、パーティションにより他の傷病者の利用スペースと区分する等の方法により、感染防止を図る。

#### イ 体調不良者用の静養スペースでの対応

体調不良者は、体調不良者用の静養スペースにおいて静養させ、必要に応じて飲料、保冷剤、保温剤等の提供を行う。また、症状が落ち着き次第、帰宅又は帰宿を促すとともに、医療機関等への受診又は相談を勧奨し、その結果を市町実行委員会に報告するよう依頼する。なお、症状が重篤な場合、救急搬送の要請を検討する。

### (4) 対応記録及び追跡調査

#### ア 対応記録

入場時又は入場後に体調不良者に該当する者を確認したときは、当該体調不良者の氏名、住所、電話番号、所属する選手団等の名称、宿泊先、対応結果等を記録する。

#### イ 追跡調査

体調不良者が帰宅又は帰宿した後の健康状態、医療機関の受診・相談結果については、選手団等に対し必要な追跡調査を実施し、調査結果を記録する。

#### ウ 個人情報の保護

対応記録及び追跡調査における個人情報の管理には十分留意し、必要がなくなった時点で速やかに廃棄する。

#### (5) 帰宅等に当たっての交通手段及び費用負担

帰宅又は帰宿、医療機関等の受診等のために必要な交通手段については、体調不良者本人又は選手団派遣母体等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

#### (6) 感染者が発生した場合の対応

##### ア 感染者の対応

感染者は、市町実行委員会が定める報告先に速やかに検査結果を報告し、保健所の指示により、医療機関への入院、宿泊療養施設への入所又は自宅療養等をする。

##### イ 選手団等の対応

選手団等は、感染症対応担当者を配置する。感染症対応担当者は、選手団等に所属する者が感染者等に該当する場合、国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書（様式4）により、市町実行委員会へ報告し、保健所が行う接触者調査に協力する。感染者と接触があった者がいる場合には、速やかに市町実行委員会に報告し、保健所から指示があるまで宿泊施設等で待機及び健康観察を行う。また、PCR検査を受けることとなった濃厚接触者がいる場合には、検査結果についても市町実行委員会に報告する。なお、濃厚接触者等が健康観察等を行うための待機場所等については、宿泊・輸送センターがあっせんした宿泊施設とは別に、選手団等の責任において確保し、これに係る費用を負担する。

##### ウ 市町実行委員会の対応

感染者が来場していた会場等は、保健所の指示により、消毒作業を行い、個人情報に十分配慮した上で、感染者の発生状況等を競技会参加者に周知する。

#### (7) 宿泊施設で体調不良者が発生した場合

宿泊施設において体調不良者が発生した場合、当該宿泊施設は、「宿泊施

設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟）に基づき、宿泊客の感染疑いの際の対応を実施する。

#### 11 競技会開催の可否判断

競技会会期中（公式練習等を含む）に、参加者に感染者が発生した場合には、主催者間で協議の上、開催の可否を決定する。

#### 12 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。

体調管理チェックシート

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動履歴を確認することを目的としています。本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

団体名		(ふりがな)	
		氏名	
		電話番号 (携帯電話等)	

項目	14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	参加日初日
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温 (0.1℃単位で記入してください)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
該当する項目のみチェック (✓) 又は必要事項を記入してください (該当しない項目は空欄のままとしてください)。															
症状なし															
せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある															
頭痛、倦怠感(だるさ)がある															
健康状態															
息苦しさがある															
からだが重い、疲れやすい															
味覚や嗅覚の異常がある															
新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※															
同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる															
行動履歴															
政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれららの国、地域等への渡航歴がある者はしくは在任者との濃厚接触がある															
該当する場合は国、地域等を記入してください。															

※ 保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者となります。

## 体調管理チェックシート（期間中（2日目以降）用）

大会が複数日間開催される場合、2日目以降の健康状態等は本シートに記入してください。

団体名	
(ふりがな)	
氏名	
電話番号 (携帯電話等)	

体温や該当する項目にチェック(✓)又は必要事項を記入してください。

日付（記入してください）		
項目（体温や該当項目に✓等を記入してください）		/
体温（0.1℃単位）		℃
症状なし		
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある	
	頭痛、倦怠感（だるさ）がある	
	息苦しさがある	
	からだが重い、疲れやすい	
	味覚や嗅覚の異常がある	
行動歴	新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※	
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる	
	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある	
該当する場合は国、地域等記入してください。		

※ 保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者としてします。

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。  
 本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。  
 また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。  
 なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

体調管理チェックシート（総括表）

○選手団の代表者は、所属選手及び監督（チームスタッフを含む）の体調管理チェックシートの記載等を確認したうえで、本シート（総括表）を作成し、受付で競技団体に提出してください。  
 ○競技団体の代表者は、各選手団から提出された体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町又は市町実行委員会に提出してください。

都道府県名		団体名	
-------	--	-----	--

競技名（種目）		種別	
---------	--	----	--

代表者	ふりがな	メールアドレス	
	氏名	電話番号 (携帯電話等)	
	住所		

スタッフ数 (うち体調管理チェックシートの提出枚数)	(	名 枚)	選手数 (うち体調管理チェックシートの提出枚数)	(	名 枚)
-------------------------------	---	---------	-----------------------------	---	---------

当選手団所属選手等の }  本日及び本日より14日間の } 健康状態等は次のとおりです。  
 }  本日の }  
 ※いずれかの口に✓を記入

		日付（記入してください）
項目（該当する項目にチェック（✓）を記入してください）		/
下のいずれの項目にも該当する者がいない。		
37.5℃以上の発熱がある者がいる		
健康状態	「せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある」に該当する者がいる	
	「頭痛、倦怠感（だるさ）がある」に該当する者がいる	
	「息苦しさがある」に該当する者がいる	
	「からだが重い、疲れやすい」に該当する者がいる	
	「味覚や嗅覚の異常がある」に該当する者がいる	
行動歴	「新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
	「同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる」に該当する者がいる	
	「政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある」に該当する者がいる	

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。  
 本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。  
 また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。  
 なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。





## 報告第4号

いちご一会とちぎ国体競技会場地輸送バスあっせん業務委託に係る随意契約について

いちご一会とちぎ国体における関係者等の輸送に必要なバスの確保にあつては、市町実行委員会間のバス確保の競合防止、市町実行委員会及びバス事業者における事務の煩雑防止等の理由のより、県実行委員会が市町実行委員会分も含めて一括して総量確保を行う「バスあっせん方式」を採用する事としている。(別紙1「いちご一会とちぎ国体競技会場地輸送バスあっせんについて」に記載の通り)

この「バスあっせん方式」により市町へ配車されたバスの借り上げに係る費用については、個別のバス業者に直接支払う事はせず、あっせん業務を担う県委託先(輸送センター)を介してバス業者へと支払われる。

したがって、市町実行委員会は県委託先と以下の内容にて業務委託契約を締結する必要があり、また業務の特性上、本業務を受注できるものが他にいないことから、1者との随意契約を締結することが適しており、その承認を得るべく総会に付議するものである。

### 【契約の概要(現時点での予定)】

#### 1. 業務名称

国体借上バス斡旋業務委託

#### 2. 契約相手方(県委託先と同一業者)

J K K 共同企業体

(株式会社 J T B 宇都宮支店、関東自動車株式会社、関東旅行株式会社)

#### 3. 業務内容

市実行委員会が希望するバス台数の確保、手配を行う、バス斡旋(借上)業務

#### 4. 委託料

詳細は別紙2「いちご一会とちぎ国体競技会場地輸送バス借上げに係る運賃・料金等について」に記載の通り

※現時点見込み額184,600円/台(大型バス)

#### 5. 事業総額(見込額)

184,600円×101台=18,644,600円

#### 6. 工期

総会終了後の5月下旬から令和4年11月下旬まで(予定)

#### 7. 随意契約とする理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による。

参考：地方自治法施行令 第167条の2(一部抜粋)

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

## いちご一会とちぎ国体第 5 回市町村宿泊・輸送担当者会議 いちご一会とちぎ国体競技会場地輸送バスあっせんについて

### 1 「バスあっせん方式」の採用

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「県委員会」という。）では、いちご一会とちぎ国体における大会参加者及び一般観覧者等の輸送に必要なバス確保について、先催県の事例を踏まえ、次の理由により会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）分も含めて県委員会が一括して総量確保を行う「バスあっせん方式」を採用する。

#### (1) バス確保の競合防止

県委員会、会場地委員会におけるバス確保の競合を防ぎ、公平なバス確保が可能

#### (2) 会場地委員会及びバス事業者における事務の煩雑防止

契約、配車依頼・指示、精算等の交渉窓口を一本化することで、会場地委員会及びバス事業者の事務を簡素化し、混乱を防止

#### (3) 安定かつ効率的な輸送の実施

「バスあっせん方式」では、可能な限り地元バスを優先して会場地委員会に配車するため、安定かつ効率的な輸送を行うことが可能

### 2 会場地委員会へのバスあっせん方法

#### (1) バス確保

県委員会は、県内外のバス協会へ協力要請を行うとともに、県委員会が契約する輸送業務の受託者（以下「県契約受託者」という。）は、バス事業者に対する提供可能台数調査、仮予約業務等を行い、バス総量を確保する。

なお、バス確保に当たっては、県内バスを最優先とし、不足する場合は、近県から確保を進めていく。

#### (2) 運賃・料金等

県委員会は、適正なバス借上料金等を設定するために必要な調査、調整を行い、関東運輸局が公示する「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について」を踏まえたバス運賃・料金等を設定し、会場地委員会に提示する。

#### (3) バスあっせん

会場地委員会へのバスあっせんは、県契約受託者が行い、必要バス台数を確保するとともに、確実にバスを配車する。

#### (4) バスあっせんの対象範囲

ア 対象車両 国体の正式競技及び特別競技の運営に必要なバス車両とする。

イ 対象期間 国体の会期前競技開催の 3 日前となる令和 4 (2022) 年 9 月 7 日 (水) から総合閉会式の翌日となる令和 4 (2022) 年 10 月 12 日 (水) までとする。

#### (5) 業務内容

当該業務における各会場地委員会と県契約受託者の業務内容は次のとおりとする。

なお、県契約受託者の業務内容には、各会場地委員会が行う競技会輸送計画の策定及びバス運行管理等の実施業務は含まれない。

##### ア 会場地委員会

(ア) バス運行計画の入力（配車日時・場所・図面・必要台数・運行行程等）

(イ) バス運行管理（バス誘導・乗降場管理・バス発着判断・指示等）

(ウ) 乗降客の案内・整理

##### イ 県契約受託者

(ア) バス確保・配車

(イ) バス事業者へのバス運送申込書の提出

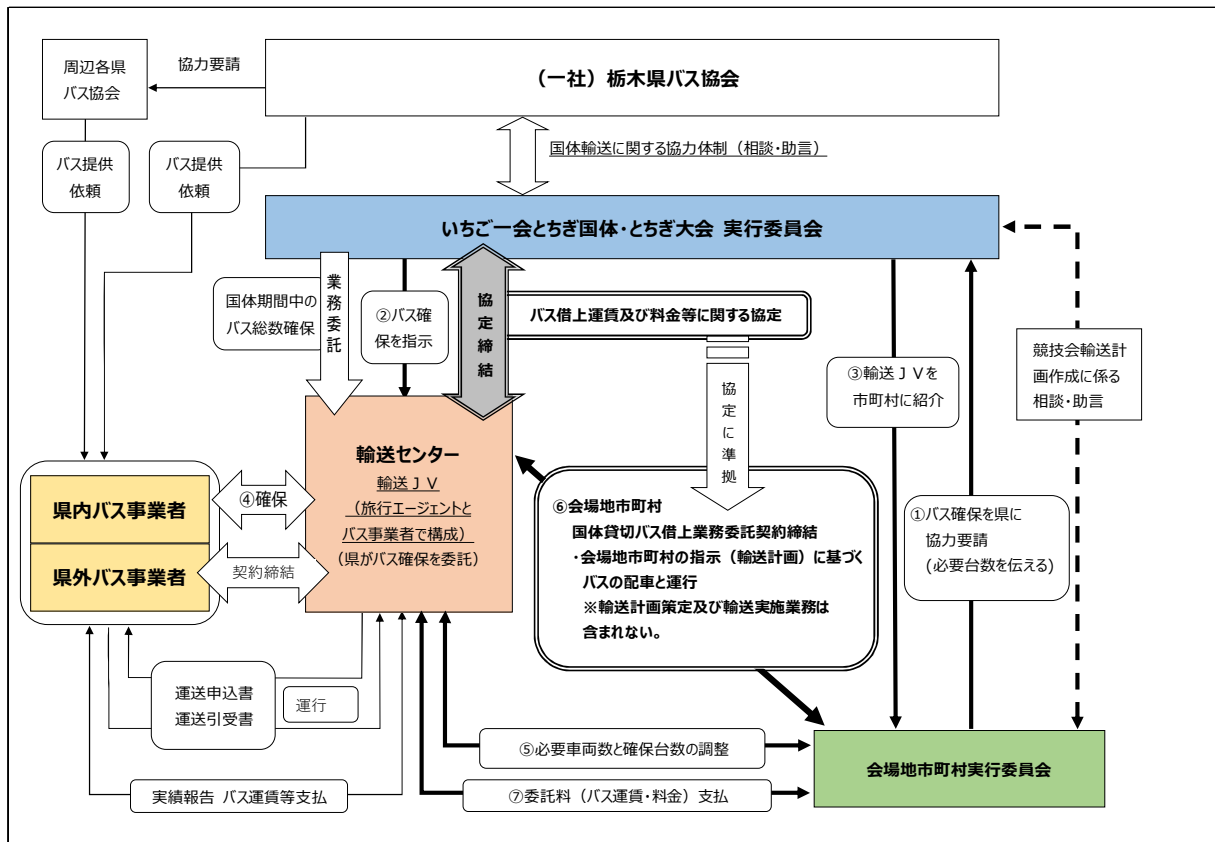
(ウ) バス事業者からのバス運送引受書の収受

(エ) バス運行計画に基づく運行（バス事業者が実施）

## (6) 契約と精算

会場地委員会は、開催年度において、県契約受託者と個別にバス借上げに係る委託契約を締結後バスのあっせんを受け、業務終了後に精算する。

<「バスあっせん方式」の流れ>



- ① バス確保を県委員会に協力要請 (会場地委員会→県委員会)
- ② バス確保を輸送 J V に指示 (県委員会→輸送 J V)
- ③ 輸送 J V を会場地委員会に紹介 (県委員会→会場地委員会)
- ④ バスの確保 (輸送 J V ⇄ バス事業者)
- ⑤ 必要車両数と確保台数の調整 (会場地委員会⇄輸送 J V)
- ⑥ 国体貸切バス借上業務委託契約締結 (会場地委員会⇄輸送 J V)
- ⑦ 委託料 (バス運賃・料金) 支払 (会場地委員会→輸送 J V)

## いちご一会とちぎ国体 競技会場地輸送 バス借上げに係る運賃・料金等について

会場地市町が支払うバス借上げ運賃・料金等は、以下に記載する費用を合算し、算定するものとする。

なお、この運賃・料金等は、令和4年8月30日（火）から令和4年10月6日（木）までの間（以下、「適用期間」という）に借上げるバスに適用し、適用期間中のバス運行実績に基づき、運賃・料金及び共通負担経費を算出するものとする。

### 【総則】

- ・借上げバスの車種区分は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成26年3月26日付中運局公示第167号）」の別紙2「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の標準適用方法」の区分による。
- ・借上時間とは、出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間として、それぞれ1時間ずつ合計2時間と走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を合算した時間をいう。
- ・1日の借上時間は、16時間を限度とする。
- ・走行距離とは、出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。
- ・端数処理は、以下のとおりとする。
  - ア 借上時間の計算は、1時間単位とし、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。
  - イ 走行距離の計算は、10キロメートル単位とし、10キロメートル未満は切り上げる。

### 【運賃・料金等】

#### 1 バス借上げ運賃・料金

各車種別の1台当たりの運賃・料金の額は、〔表1〕のとおりとする。

〔表1〕バス借上げ運賃・料金（税別）

業 態	車 種	バス借上げ運賃・料金（税別）
貸 切	大型車	136,000円
	中型車	117,000円
	小型車	97,000円
乗 合	貸切と同様の取扱いとする。	

※ 本運賃・料金は、実車を伴う日に適用する。

#### 2 共通負担経費 **※現時点において、県には35,000円(税込)/台を見込んでいる。**

共通負担経費とは、適用期間中に会場地市町が負担する以下の項目ア～オの運賃・料金等の総額を、適用期間中に会場地市町が借上げるバスの総数で除して算出される各会場地市町で共通に負担するバス1台当たりの経費をいう。

なお、共通負担経費は、運行実績をもとに県実行委員会が決定するものとする。

## ア 超過運賃

借上時間と走行距離の実績に〔表2〕の各運賃単価を乗じた額の合算が〔表1〕の額を超過した場合は、その超過額を超過運賃として加算する。

〔表2〕 運賃単価（税別）

業 態	車 種	時間制運賃単価 （1時間あたり）	キロ制運賃単価 （1kmあたり）
貸 切	大型車	7,680円	170円
	中型車	6,480円	150円
	小型車	5,560円	120円
乗 合	貸切と同様の取扱いとする。		

## イ 深夜早朝運行料金

深夜22時以降翌朝5時までの間に借上時間が含まれた場合、当該時間に〔表3〕の単価（時間制運賃単価の20%、10円未満切り捨て）を乗じた額を深夜早朝運行料金として別途加算する。

〔表3〕 深夜早朝運行料金（税別）

業 態	車 種	深夜早朝運行料金（1時間あたり）
貸 切	大型車	1,530円
	中型車	1,290円
	小型車	1,110円
乗 合	貸切と同様の取扱いとする。	

## ウ 高速道路・有料道路利用料及び駐車料

実費とする。

## エ 乗務員宿泊料

乗務員1名につき1日当たり8,000円（税別）とする。

## オ 実車を伴わない日の回送に係る運賃・料金等

会場地市町の輸送実施計画上、配車日の前日に回送する必要がある場合など実車を伴わない日の回送に係る運賃・料金等は、借上時間と走行距離の実績に〔表2〕の各種運賃単価を乗じた額の合計額と高速道路・有料道路利用料及び駐車料の実費並びに乗務員宿泊料の合算額とする。

## 3 消費税及び地方消費税

運賃・料金等（高速道路・有料道路利用料及び駐車料を除く）を併算した額に、消費税及び地方消費税に相当する額を別途加算する。

### 【違約料】

会場地市町が運送（配車）を解除した場合（台風等の自然災害及び感染症の拡大を要因とする運送（配車）の解除を含む）、会場地市町が支払う違約料は〔表4〕のとおりとする。

〔表4〕 違約料（税別）

解除した時期	請求できる違約料
配車日の21日前から8日前まで	借上運賃・料金の 20%
配車日の 7日前から3日前正午まで	借上運賃・料金の 60%
配車日の 3日前正午から配車日まで	借上運賃・料金の 100%

※消費税及び地方消費税に相当する額を別途加算する。

### 【参考】

現時点での大型バス1台あたりの費用（見込み額）は、  
バス借上げ運賃（136,000円×1.1）+共通経費（35,000円）  
=186,400円

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会  
第6回 輸送交通専門委員会

参 考 資 料





## 輸送交通専門委員会委員一覧

(敬称略)

No.	選出区分	機関・団体名	専門委員会		備考
			役職	氏名	
1	通信・運輸関係	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 小金井駅	駅長	水元 信吉	
2	通信・運輸関係	下野・壬生タクシー事業者協議会	会長	荒川 弘幸	委員長
3	通信・運輸関係	一般社団法人栃木県バス協会	専務理事	小矢島 応行	副委員長
4	警備・消防関係	石橋地区消防組合消防本部	警防課長	川田 恵一	
5	警備・消防関係	下野市消防団	副団長	小平 友一	
6	警備・消防関係	交通安全協会下野支部	支部会計	蓬田 英夫	
7	警備・消防関係	下野地区防犯協会連合会	理事	直井 満	
8	警備・消防関係	下野市交通指導員連絡協議会	副会長	茂呂 昭雄	副委員長
9	警備・消防関係	下野市女性防火クラブ	副会長	五月女 豊子	
10	国・県関係	国土交通省関東地方整備局宇都宮 国道事務所国分寺出張所	出張所長	松村 光雄	
11	国・県関係	下野警察署	交通課長	小島 悟	
12	市関係	市民生活部安全安心課	課長	直井 満	
13	市関係	建設水道部建設課	課長	伊澤 仁一	